

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	13 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月、56年4月及び同年6月から57年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年1月
② 昭和56年4月
③ 昭和56年6月から57年3月まで

私が所持しているA市から発行された文書には、昭和46年8月から57年3月までの国民年金保険料について、納付済みであることが記載されている。

しかし、年金事務所の記録では、申立期間①、②及び③の保険料は未納と記録されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①から③までを除く国民年金被保険者期間（第3号被保険者期間を除く。）の保険料の納付について、一括納付又は、口座振替などを活用し、全て納付しており、保険料の納付意識が高かったことが認められる。

また、申立人は、昭和56年11月1日にA市からB市に転出しているところ、A市は、当時、「国民年金資格事項並に納付記録」を作成し、転出者に対し転出先の市町村への提出を依頼していたとしており、申立人が所持する当該記録を見ると、申立期間①から③までの保険料は納付済みと記録されている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①から③までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準賞与額について、平成17年7月15日を17万円、18年1月13日を25万5,000円、同年7月14日を17万3,000円、19年1月15日を25万9,000円、同年7月13日を16万8,000円、20年1月15日を26万4,000円、同年7月15日を17万9,000円、21年1月15日を26万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成17年7月15日
② 平成18年1月13日
③ 平成18年7月14日
④ 平成19年1月15日
⑤ 平成19年7月13日
⑥ 平成20年1月15日
⑦ 平成20年7月15日
⑧ 平成21年1月15日

年金事務所の記録では、私がA社に勤務していた期間の賞与に係る厚生年金保険の記録が無い。

しかし、申立期間に係る給与支払明細書を見ると、当該賞与から厚生年金保険料が控除されているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給料支払明細書により、申立人は、申立期間①から⑧までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基

づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人から提出された給与支給明細書により、申立人は申立期間①、②、③、④、⑥、⑦及び⑧について、賞与支払額に基づく厚生年金保険料と同額あるいは高額の厚生年金保険料を控除されていたことが確認でき、申立期間⑤について、賞与支払額に基づく厚生年金保険料より低額の厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

したがって、申立期間①から⑧までの標準賞与額については、賞与の支払明細書に係る賞与額及び厚生年金保険料額から、平成17年7月15日を17万円、18年1月13日を25万5,000円、同年7月14日を17万3,000円、19年1月15日を25万9,000円、同年7月13日を16万8,000円、20年1月15日を26万4,000円、同年7月15日を17万9,000円、21年1月15日を26万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出は行っておらず、保険料も納付していないと認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立期間①から⑧までに係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格取得日に係る記録を昭和41年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月21日から同年4月21日まで

私は、昭和31年8月にA社に入社し、41年3月21日付けで同社C工場から同社B営業所に異動し、平成12年6月に定年退職するまで継続して勤務したのに、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

A社B営業所に異動した際の事務手続の誤りにより、厚生年金保険の被保険者記録に欠落が生じているので、調査して訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所の後継事業所であるD社の回答、同社から提出された申立人に係る社内経歴書及び雇用保険の被保険者記録から、申立人は、申立期間において申立事業所に継続して勤務し(昭和41年3月21日にA社C工場から申立事業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和41年4月の記録から2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）
に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が
見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成21年1月5日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人のB社における厚生年金保険の資格喪失日は、平成23年2月1日であったことが認められることから、申立期間②の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間②のうち、平成21年2月1日から同年5月1日までの期間において、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、18万円であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額については18万円とすることが妥当であり、申立期間②のうち、同年5月1日から23年2月1日までの期間については、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる21年2月から同年4月までの期間、同年4月から同年6月までの期間及び22年4月から同年6月までの期間において、申立人は標準報酬月額18万円に相当する報酬月額が事業主により支払われていたと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額については18万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 59 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 20 年 12 月 30 日から 21 年 1 月 5 日まで
② 平成 21 年 1 月 31 日から 23 年 2 月 1 日まで

私は、平成18年6月1日にA社に就職し、途中で関連会社のB社に転籍したが、23年2月1日まで継続して勤務し、厚生年金保険料も給与から控除されていた。

しかし、厚生年金保険の被保険者記録では、申立期間が未加入となっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の記録により、申立人は、申立期間①において、A社に勤務していたことが確認できる。

また、申立人に係るC市の「平成22年度所得・課税状況等調査回答書」により、申立人の平成21年分の所得に係る社会保険料控除額を検証したところ、申立人は、申立期間①において厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における平成20年11月の年金事務所の記録から18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答が得られないものの、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届の申立人の資格喪失日は、平成20年12月30日となっていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間①の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立人は、申立期間②に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用されるべき法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしており、申立期間②のうち、平成21年3月1日から23年2月1日までの期間においては、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立期間②のうち、平成21年1月31日から同年11月20日までの期間について、雇用保険の記録によると、申立人は、B社に23年1月31日まで勤務していたことが確認できる上、申立人が所持する給与支払明細書により、申立期間②の全ての月において給与の総支給額はいずれの月も18万円であり、変動は無いことが確認できる。

一方、オンライン記録により、申立人は、B社において平成21年1月5日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、その後、申立事業所が同年9月8日に社会保険事務所に提出した健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬月額変更届により、同年5月1日付けで標準報酬月額を従前の18万円から14万2,000円に随時改定を行ったことが確認できる。

また、上記の随時改定を行った後、申立事業所が平成21年11月19日に

社会保険事務所に提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届により、同年1月31日に遡って被保険者資格を喪失させる処理を行い（処理日は同年11月20日付け）、当該処理に当たり、同年5月1日付けの随時改定の記録を取り消す処理を行っていることが確認できる。

ところで、厚生年金保険における遡及訂正処理については、不適正な遡及訂正処理の発生防止を目的とし、社会保険庁（当時）から地方社会保険事務局長宛てに、平成21年3月17日付けで社会保険庁運営部年金保険課長通知（「厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の発生を防止するための適正な事務処理の徹底について」（以下「当該通知」という。））が発出され、当該通知において「適用事業所全喪失届」、「被保険者資格喪失届」及び「被保険者標準報酬月額変更届」の処理に当たっては、届出の事実関係を厳正に確認することとされたところである。

当該通知に基づき、社会保険事務所においては、申立事業所から提出された被保険者資格喪失届及び被保険者標準報酬月額変更届と、申立事業所から提出された出勤簿及び賃金台帳とを確認した上で、オンライン入力による随時改定及び喪失処理を行い、同端末より打ち出された処理結果リストと、出勤簿及び賃金台帳とを突合し、入力内容に誤りが無いことを確認した上で、決裁等の処理を行うこととされていたところ、申立人に係る平成21年5月1日付けの随時改定処理については、被保険者標準報酬月額変更届と共に申立人に係る算定対象月（平成21年2月から同年4月まで）の出勤簿及び賃金台帳が確認でき、これらに基づいて随時改定処理を行っているにもかかわらず、同年11月19日に同年1月31日付けの喪失届と共に提出された出勤簿及び賃金台帳には、同年2月以降の出勤及び給与額等の記載は無いことが確認できる。

このことから、オンライン入力にて被保険者資格の喪失処理に当たり、随時改定処理を取り消した際、随時改定処理時に申立事業所が提出した出勤簿及び賃金台帳と、喪失処理時に提出した出勤簿及び賃金台帳との突合を含め、処理内容等に係る事実関係を確認すべきところ、社会保険事務所が確認を怠ったものと認められる。

また、管轄の年金事務所に確認したところ、「当時の状況は確認できないものの、随時改定の取消処理に当たり、当該処理結果リストを何の資料と突合したか確認できないことから、チェック上の見落としがあったのではないか。」と回答している。

さらに、滞納処分票により、申立事業所が申立期間②において、厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

以上のことから、申立期間②のうち、平成21年1月31日から同年11月20日までの期間に係る上記の資格喪失処理について、当該通知に基づき届出内容を厳正に確認したとは言い難く、資格喪失処理に係る記録の訂正は有

効なものとは認められない。

また、申立期間②のうち、平成21年11月21日から23年2月1日までの期間については、上記のとおり、雇用保険記録により当該期間において申立人は申立事業所に勤務していたことが認められ、申立人が所持する給与支払明細書から、標準報酬月額決定の基礎となる21年4月から同年6月までの期間及び22年4月から同年6月までの期間は標準報酬月額18万円に相当する報酬月額が事業主により支払われていたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人の資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である平成23年2月1日であると認められる。

なお、申立期間②のうち、平成21年2月1日から同年5月1日までの期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、18万円とすることが必要である。

一方、申立期間②のうち、平成21年5月1日から同年11月20日までの期間に係る標準報酬月額については、同年5月1日付けの随時改定により、14万2,000円となっているが、当該通知に基づき、当該処理に当たっては、上記のとおり社会保険事務所は被保険者標準報酬月額変更届と共に申立人に係る算定対象月（平成21年2月から同年4月まで）の出勤簿及び賃金台帳を確認していることから、同事務所の処理が不合理であったとは言えない。

しかしながら、上記のとおり、雇用保険の記録により、当該期間において、申立人は申立事業所に勤務していたことが認められ、申立人が所持する給与支払明細書により、申立期間②全般において、給与の総支給額は18万円で変動は無く、当該期間においても申立人は標準報酬月額18万円に相当する報酬月額を事業主により支払われていたことが確認できる上、申立人に係る平成21年1月（資格取得時）における標準報酬月額は18万円となっていることから、当該期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

また、申立期間②のうち、平成21年11月21日から23年2月1日までの期間については、上記のとおり、雇用保険記録により、当該期間において申立人は申立事業所に勤務していたことが認められ、申立人が所持する給与支払明細書から、標準報酬月額決定の基礎となる21年4月から同年6月までの期間及び22年4月から同年6月までの期間は標準報酬月額18万円に相当する報酬月額が事業主により支払われていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額を18万円とすることが妥当である。

なお、平成21年1月については、オンライン記録によると、申立事業所に係る資格取得日が同年1月5日、資格喪失日が同年1月31日となっており、当該期間は厚生年金保険法第19条第2項（同月得喪）の規定により、厚生年金保険被保険者期間とされることから、同年1月に係る厚生年金保険料については、既に納入の告知が行われたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和28年6月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の申立事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、29年5月31日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者の資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和28年6月1日から29年5月31日まで

オンライン記録によると、夫がA社に勤務した期間のうち、昭和28年6月1日から29年5月31日までの期間に係る厚生年金保険の記録が無いとされているが、当時は、同社B支店に継続して勤務していた。給料も支給されていたし、厚生年金保険の被保険者資格を喪失する理由が考えられないので、調べてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人の職歴証明書及び雇用保険被保険者記録により、申立人が昭和22年12月5日に同社の承継前の事業所であるC社に正社員として入社し、54年2月20日に退職するまでA社に継続して勤務(昭和27年10月16日から29年5月30日までD支店E課に在籍)していたことが確認できる。

また、B支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、資格喪失日が昭和28年6月1日で、備考欄に「転勤」と記載された者38人(申立人を含む。)について調査したところ、オンライン記録で、転勤後も厚生年金保険被保険者(D支店とみられる。)であることが確認できた31人のうち25人の厚生年金

保険被保険者台帳（旧台帳）では、B支店で28年6月1日に資格喪失しているが、申立期間についてはD支店での加入記録があることが確認できるほか、これらの者のうち、申立人と同様に27年10月16日付けでD支店E課へ異動した者が5人確認できることから、申立人も同様の取扱いであったと考えるのが自然である。

さらに、詳細は不明であるが、年金事務所には本来あるべきD支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿が保管されていないことから、社会保険事務所における年金記録の管理が不適切であったと認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関係資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和28年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の申立事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は29年5月31日とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、B支店の申立人に係る昭和28年5月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成7年9月から8年3月までは15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年9月1日から8年4月26日まで

A社へ勤務していた期間の標準報酬月額は9万2,000円となっているが、当時、私は月額15万円程度の給与を支給されていた。雇用保険受給資格者証の離職時賃金日額を見ても、当時15万円程度の給与を支給されていたことが確認できることから、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が提出した雇用保険受給資格者証により、申立期間において、申立人には15万円の標準報酬月額に相当する給与が支給されていたことが推認できる。

また、申立事業所において、申立期間に被保険者記録がある同僚が提出した申立期間の一部に係る給与明細書を見ると、報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されているが、当該保険料はオンライン記録による標準報酬月額(9万2,000円)に相当する保険料よりも高額であることが確認できる。

したがって、申立人については、申立てに係る厚生年金保険料が事業主によ

りその給与から控除されていたか否かについては、これを直接確認できる資料は無いが、申立人が提出した雇用保険受給資格者証の記録及び上述の同僚が提出した給与明細書における厚生年金保険料控除の状況から、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年1月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成元年1月から3年3月まで

私は、申立期間当時、A市に在住し大学生だったが、母親に国民年金への加入を勧められ、A市で国民年金に加入し国民年金保険料を納付した記憶がある。

しかし、平成元年1月から3年3月までの期間は未加入となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号については、B町（現在は、C町）が保管する申立人の国民年金被保険者関係届書により同町が平成4年6月22日に当該届出を受理した後、申出人に当該記号番号を払い出し、併せて国民年金被保険者資格取得日を3年11月2日とする手続を行っていることが確認できる。

また、申立人が申立期間において国民年金保険料を納付するためには、国民年金の加入及び納付手続を、申立期間当時、申立人の住民票のあったA市D区あるいは同市E区において行う必要があったが、A市は「A市が保有していた国民年金に関する記録は日本年金機構に移管している。加入手続をとっている場合は『収滞納一覧表』に記録が残っている。」と回答していることから、A市の収滞納一覧表を確認したが、申立人に係る記録は見当たらない上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録により申立人について氏名検索を行っても、申立人に別の記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このため、申立人は申立期間に国民年金の被保険者資格を取得していなかったものと推認され、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上国民年金保険料を納付することはできない。

このほか、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から3年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から3年6月まで

私は、平成元年9月末の退職時に会社に勧められ国民年金に加入した。

私の年金記録は、国民年金被保険者資格を取得した平成元年9月から2年3月までの7か月分の国民年金保険料の納付記録があるにもかかわらず、申立期間が未納とされている。

なぜこのようになったのか納付できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年9月末の退職時に会社に勧められ国民年金に加入したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の番号の資格取得者の記録から、3年1月頃に払い出されたものと推認でき、申立人はこの時期に国民年金の加入手続を行い、元年9月30日に遡って国民年金の被保険者資格を取得したものと考えられ、オンライン記録により申立人は3年7月17日に元年9月から2年3月までの国民年金保険料をまとめて過年度納付していることが確認できる。

また、申立人には過年度納付書が平成5年6月10日に作成されていることが確認でき、当該納付書の作成時点で申立期間のうち2年4月から3年4月までの国民年金保険料は時効により納付することができなかったと考えられる。

さらに、申立人は「妻が保険料納付を行っていたので詳しいことは不明である。」としており、実際に申立人の保険料を納付していた妻は、「病気のため当時のことは覚えていない。」としていることから、保険料納付の具体的な証言が得られない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年5月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年5月から55年3月まで

国民年金資格取得時当初から国民年金保険料は母親が代わりに納付しており、申立期間当時は、町内会の役員と思われる方が集金に来ていたことを記憶している。

申立期間の納付記録が無いのは、納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の資格取得日から、申立人は、昭和57年3月8日又は9日に国民年金加入手続を行ったものと推認され、この加入手続により申立人が20歳に到達した49年*月*日に遡って国民年金被保険者資格を取得したものと考えられるが、加入手続を行った57年3月の時点では、申立期間のうち49年5月から54年12月までは、制度上、時効により国民年金保険料を納付することはできない。

また、「国民年金台帳（納付記録詳細）」及びA市が保管する「国民年金記録表」により、申立期間は国民年金保険料を納付していないことが確認できる。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録により、申立人の氏名を検索したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、申立人は、国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、実際に納付をしていた母親は既に他界していることから、申立期間当時の具体的な供述を得ることができない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 1354 (事案 1176 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 3 月から 61 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 3 月から 61 年 2 月まで

私は、昭和 60 年 3 月 30 日付けで A 社 (現在は、B 社) C 支店を退職し、同年 4 月 2 日に国民年金と国民健康保険の加入手続を同時に C 市 D 出張所で行った。申立期間中に郵送で届いた納付書で、国民年金保険料と国民健康保険料をほぼ毎月、金融機関で未納の無いように納付してきた。

国民年金を加入と同日に取り消す手続を行ったことはなく、申立期間が未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) C 市の国民年金被保険者名簿から、申立人は昭和 60 年 3 月 31 日を資格取得日とする届出を同年 4 月 2 日に行い、申立人に国民年金手帳記号番号 (*) が払い出されたものの、同日付けで取り消されていることが確認できる上、申立人の所持する年金手帳を見ると、当該国民年金手帳記号番号に係る記載全てが二重線で抹消されていることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができないこと、ii) 申立人には、平成 2 年 2 月頃に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことが国民年金被保険者名簿により確認でき、申立人は申立期間から当該番号の払出時まで住所の変更はないことを踏まえると、前述の記号番号が取り消されたため、新たな番号が払い出されたと考えるのが自然であること、iii) 申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料が見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき 23 年 5 月 26 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、納付義務を怠ったことはないとして国民年金の加入手続と同時に行ったとする昭和 60 年度の国民健康保険料の納付状

況を示す資料及び申立期間である 60 年度分の市・県民税納税証明書を提出しており、当該資料により申立人は申立期間当時の国民健康保険料及び市・県民税について、納付期限までには納付し、納付義務を履行していることが確認できる。

また、国民年金法（昭和 60 年改正前）第 7 条第 2 項各号には、国民年金の被保険者にしない者としての規定があるが、申立人はそのいずれにも該当しないことから、国民年金被保険者名簿に記載されている「誤加入」として被保険者資格が取り消された理由は明らかではない。

しかしながら、年金記録確認第三者委員会は、申立人が、当時、国民年金保険料を納付したか否かを踏まえて年金記録の訂正の要否を判断するものであり、今回申立人から提出された上記資料からは申立期間の国民年金保険料を納付していたことを推認することはできない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする各種金融機関、領収書を提出したとする行政機関及び申立人が申立期間後に就職した事業所には関係資料は残っておらず、申立人が国民年金保険料を納付していたことを確認することはできない。

さらに、申立人は、国民年金手帳記号番号及び申立期間の納付記録の取消しは、昭和 61 年 3 月頃に国民年金から厚生年金保険への加入の切替を行った際に国民年金の資格喪失日を誤ったことにより行われたのではないかと主張しているが、国民年金被保険者名簿には申立人の主張のとおりであると仮定すれば記載されるはずの申立期間に係る納付記録及び還付記録の記載は無い。

このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から3年3月まで

私の母親が、学費及び生活費と一緒に申立期間当時の国民年金保険料額をA銀行（現在は、B銀行）に振込みをしていたので、国民年金保険料は、同銀行の口座から自動引き落としにより納付していた。

申立期間が未納期間とされていることに納付ができないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続について、平成元年4月頃に申立人の母親が行ったとしているところ、戸籍の除附票により、申立人及びその母親の申立期間当時の住所地は、それぞれC地D区及びE市F区であり、国民年金の加入手続は、住民票上の住所地で行う必要があることを踏まえると、申立人の母親が当該加入手続を行ったとは考え難い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の記号は、「*」であることから、申立人の同手帳記号番号は、G社会保険事務所（当時）により払い出されたものであり、申立人が所持する年金手帳の住所欄に記載されている住所地は、申立人が平成7年9月15日に住所を定めた住所地と一致する上、日本年金機構H事務センターは、申立期間の資格記録（資格取得日、平成元年4月1日及び資格喪失日、3年4月2日）に係るオンライン記録上の処理年月日を7年10月24日と回答していることから、申立人がI市に住所変更後、国民年金の加入手続を行ったものと推認され、当該時点において、申立期間の保険料は時効により納付することができない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を口座振替により納付したとしているところ、B銀行J支店から提出された申立人名義の平成元年4月1日

から3年4月30日までの預金取引明細表では、国民年金保険料を口座振替により納付していた記録は確認できない。

加えて、申立人に別の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない上、申立人が申立期間に係る保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間に係る保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年12月から50年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月から50年11月まで

私の夫は、私の国民年金の第3号被保険者への切替手続時に、職場の担当者から私の国民年金加入記録に未納期間があることを指摘された。その際に保険料を納付することができることを聞いたので、昭和61年6月に、私は、夫と一緒にA市B区役所へ行き、夫が一括して申立期間の保険料約21万円を納付したのに記録が無いのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

C市、D市及びA市E区が保管する申立人の国民年金被保険者名簿を見ると、申立期間は未加入期間となっており、オンライン記録と一致していることから、申立人は、申立期間は国民年金に加入しておらず、制度上、保険料を納付することができない。

また、申立人の夫は、区役所から申立期間の保険料を一括納付できるとの説明を受け、昭和61年6月に一括納付したとしているところ、過去3回実施された特例納付制度は55年6月を最後に終了しており、保険料を納付したとする時期は特例納付制度の実施期間ではない上、仮に特例納付により納付しようとしても、申立期間のうち、49年9月から50年11月までの期間に申立人は国民年金の強制加入対象者ではないため、制度上、特例納付することはできない。

さらに、申立人の夫は、申立期間の保険料として約21万円を納付したとしているところ、申立期間の保険料を第3回特例納付の保険料額で納付した場合、14万4,000円となることから、申立人の夫の主張する保険料額と相違している。

加えて、申立人は、昭和50年12月4日付けで国民年金に任意加入した際に

交付された年金手帳を所持しており、当該手帳以外はもらった覚えが無いとしている上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を一括納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 1358 (事案 1301 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年6月から50年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和43年6月から50年1月まで

私が住んでいる地区において、一緒に納付組織のメンバーになっていた住民の一人は、昭和46年頃から当時住んでいたA町(現在は、B市)で納付組織による集金が始まったと回答しており、私もその頃に国民年金に加入し保険料も納付していたはずである。申立期間について記録の訂正はできないとの通知を受け取ったが、国民年金の資格取得日が、三女の出産日の一週間前というのは納付出来ないので再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) B市が保管する国民年金被保険者名簿及び国民年金記録書には、昭和50年2月18日付けで任意加入被保険者としての資格を取得したことが記載されており、オンライン記録と一致していること、ii) 申立期間から申立人が国民年金被保険者の資格を取得した50年2月18日までの間に住所を変更していないことから、同一市町村から申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたとは考え難いこと、iii) 申立期間当時、妹の保険料も一緒に納付したとしているが、申立人の妹の国民年金手帳記号番号の払出日から、52年10月頃に国民年金の加入手続を行い、20歳到達時に遡って資格を取得し、当該時点において時効の成立していない51年1月から52年3月までの保険料を、53年3月に過年度納付していることが確認できることなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成23年11月25日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、新たな資料として申立期間当時の納付組織のメンバーの名前を記載したメモを提出しているところ、当該メンバーのうちの一人は、申立人が納付組織の一員であったと証言しているものの、申立人

の国民年金への加入及び保険料の納付時期等に関する証言は得られなかった。

また、申立人は、健康保険組合の被保険者である夫の被扶養者となったことを契機に国民年金に加入したとしていたが、扶養認定日は昭和48年1月1日であることを伝えたところ、加入はそれより前だったと供述を変更しており、当時の国民年金保険料額について、当初の申立時には約200円としていたところ、その後の聴取時には約300円であったと変更するなど、申立人の記憶は定かでない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 1359 (事案 130 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の平成15年1月から16年12月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成15年1月から16年12月まで

私の夫は、納付場所をはっきり覚えていないが、私の申立期間に係る国民年金保険料を、毎月納付していたのに、私が60歳になった頃に、社会保険事務所(当時)の職員から保険料が未納となっていると言われ、夫が納付してくれた保険料と重複することになると思ったが、申立期間に係る保険料を一括で納付した。

再申立てに当たり、新たな提出資料は無いが、4、5年前に、新聞で国民年金保険料を行政機関の職員が着服した旨の記事を見たことがあるので、再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 社会保険庁(当時)の記録によると、申立人に対し、平成16年8月24日に第1号被保険者の資格を取得するよう最終勧奨したことが記されており、少なくとも当日まで申立人は第1号被保険者の届出をしていなかったことがうかがえること、ii) 申立人が提出した16年及び17年の確定申告書の社会保険料控除額に記載している金額は、申立期間に係る2年分の国民年金保険料を17年に納付していることを示している上、前述のとおり、少なくとも16年8月24日までは第3号被保険者とされていたことを踏まえると、申立期間当時に毎月納付を行っていたとは見受けられず、当該期間について重複して国民年金保険料を納付したとは認められないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、20年5月21日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、「新たな提出資料は無いが、4、5年前に、新聞で国民年金保険料を行政機関の職員が着服した旨の記事を見たことが

ある。」としている。

しかしながら、申立人が主張している内容とほぼ同一の内容の記事を、平成19年9月5日のA新聞社説（インターネット版）で確認できるものの、当該記事の根拠であると思われる、社会保険庁が同年9月3日付けで発表した「社会保険庁職員による横領等事案調査結果」を確認したが、申立人が納付した可能性がある時期及び社会保険事務所において、保険料の着服があった旨の記載は見当たらない。

このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を重複して納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 7 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 7 月から 54 年 3 月まで

私は、昭和 52 年 3 月に退職後、故郷の A 村（現在は、B 市）に帰省し家事手伝いをしていたところ、当時役場に勤務していた父親が、私の国民年金の加入手続きを行い保険料を納付してくれた。その後、53 年 5 月に婚姻し C 市へ転居した際も、国民年金についてはそのまま変更の手続きは行わず、旧姓のままで父親が保険料を納付してくれていた。

しばらくして、父親から「そろそろ、そちらで年金を支払ってくれないか。」と言われ、年金手帳が郵送されてきたので、その時点で、C 市で手続きを行い保険料を納付するようになったが、申立期間は父親が納付してくれていたもので未納期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立期間当時に A 村役場（当時）に勤務していた父親が納付していたとしているところ、A 村の申立人に係る国民年金被保険者名簿には、申立人が C 市に住所を定めた年月日である「昭和 53 年 5 月 13 日」の翌日の昭和 53 年 5 月 14 日付けで C 市へ転出した記載と共に、徴収済記録欄の同年度 6 月欄にも「転出（5/14）」と記載されていることから、同村役場は、住民票の異動に伴い国民年金被保険者の住所変更処理を行ったと考えられるところ、B 市役所は、「申立期間当時、転出日以降に国民年金保険料を収納できなかった。」と回答しており、申立期間は、同村役場では国民年金保険料を納付することはできなかった可能性がうかがえる。

また、D 社会保険事務所（当時）の国民年金受付処理簿には、「E 社保へ昭 53. 9. 11 移管」と記載されていること、及び申立人に係る国民年金被保険者

台帳の変更後の住所欄に、申立人が住所を昭和 53 年 5 月 14 日に変更したことを住民票により確認した上で、当該台帳が、同年 9 月 28 日に D 社会保険事務所から移管された旨の記載が確認できる。

さらに、申立人は、申立期間における国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付したとする申立人の父親は既に亡くなっており、当時の具体的な保険料納付の状況について確認することができない。

このほか、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月から42年1月1日まで

A社は、私の夫が社長として起業した会社であり、申立期間はずっと同じ勤務場所で夫と同じ行動をしていたはずなのに、申立期間が厚生年金保険の加入期間となっていないことに納得ができないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立事業所の所在地及び設立時期を具体的に記憶しており、当時の同僚等の証言からも時期は確定できないが、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日は昭和38年3月1日であることから、申立期間の一部期間（昭和38年1月から同年3月1日まで）は適用事業所ではない上、オンライン記録により、申立期間のうち、38年4月5日から同年7月21日まで申立人はB社における厚生年金保険の加入記録のあることが確認できる。

また、申立人は、オンライン記録により昭和41年7月頃に申立人の夫と共に国民年金に加入し、申立期間の一部を含む39年4月に遡って国民年金保険料を納付していることが確認できることから、同年4月以降は厚生年金保険に加入していないことを認識していたものと考えられる。

さらに、申立人は、申立事業所は自分の夫が起業し社長として勤めていたと主張しているが、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の夫は昭和38年3月1日に被保険者資格を取得し、同月20日に資格を喪失し健康保険証を同年6月11日に返納している記載が確認でき、廃業まで勤めていたとする申立人の主張と相違する。

加えて、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では申立人の氏名を確認することはできず、申立事業所の新規適用（昭和 38 年 3 月 1 日）から全喪（昭和 42 年 7 月 1 日）までの健康保険の番号に欠番は無く、同名簿に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

広島厚生年金 事案 2460 (事案 153、1076 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 5 月から 36 年 5 月 1 日まで
② 平成 14 年 5 月 14 日から同年 6 月 1 日まで
③ 平成 15 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日まで

申立期間①について、私は、昭和 35 年に高校を卒業し、すぐに A 社に入社し、健康保険被保険者証と厚生年金保険被保険者証を受け取り、同年 5 月の給与から厚生年金保険料を控除されていた。

しかし、厚生年金保険の被保険者記録では、資格取得年月日が昭和 36 年 5 月 1 日となっており、納得できない。

申立期間②について、私は、平成 14 年 3 月 20 日に B 社に入社し、同年 5 月 13 日付けで退職したが、同年 5 月の厚生年金保険料を給与から控除された。

また、申立期間③について、平成 14 年 8 月 1 日に C 事業所に 6 か月間の雇用契約で採用された。同事業所の退職日は一方的に 15 年 1 月 30 日付けにされたが、同年 1 月の厚生年金保険料を給与から控除された。

しかし、申立期間②及び③について厚生年金保険の被保険者記録が無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①に係る申立てについては、i) 事業主により、申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情が無いこと、ii) 申立事業所が厚生年金保険の適用事業所になったのは、昭和 36 年 5 月 1 日であり、申立期間①は厚生年金保険の適用事業所ではないため、厚生年金保険に加入できなかった期間であることなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 7 月 25 日付けで年金記録の訂正は必要で

ないとする通知が行われている。

- 2 申立期間②については、i) 雇用保険加入記録及び雇用保険被保険者離職証明書（事業主控）により、申立人はB社を平成14年5月13日に退職したことが確認できることから、申立期間②においては同社に使用されておらず、厚生年金保険に加入することはできないこと、ii) 雇用保険被保険者離職証明書（事業主控）により、申立人は在職期間中に給与を2回支給されたことが確認できることから、同年3月及び同年4月の厚生年金保険料を控除したことが推認できるものの、同年5月の保険料を控除した事情は見当たらないこと、申立期間③については、i) 雇用保険加入記録及び15年分給与所得の源泉徴収票により、C事業所を同年1月30日に退職したことが確認できることから、申立期間③においては同事業所に使用されておらず、厚生年金保険に加入することはできないこと、ii) C事業所の退職日を一方的に同年1月30日付けにされたと供述しているが、同事業所では、申立人から手取り額を多くしたいとの希望があったので、月末退職とはせずに同日付け退職としたと回答していること、iii) 同年1月の厚生年金保険料を給与から控除されたと申し立てているが、申立事業所が保管する給与簿を見ると、14年8月から同年12月までの給与から厚生年金保険料を当月控除されている一方で、15年1月の給与からは控除されていないことが確認できることなどから、既に当委員会の決定に基づき、22年3月18日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。
- 3 今回の申立てに当たり、申立人から申立期間①から③までに係る新たな資料の提出は無いが、申立人は、申立期間②及び③について、給与台帳を確認してほしいとしているところ、申立期間②について、B社は給与台帳を保管しておらず、申立人が所持する雇用保険被保険者離職証明書（事業主控）を見ても給与の支給は2回しか確認できない上、申立事業所も給与は2回しか支給していないとしている。

申立期間③について、C事業所が保管する給与簿及び平成15年分給与所得の源泉徴収票から同年1月の保険料を給与から控除された事実を確認することができない。

また、申立人は、申立期間②及び③において国民健康保険に加入していることから、B社を平成14年5月13日付けで退職した事実及びC事業所を15年1月30日付けで退職した事実を認識していたものと考えられ、申立人の申立期間②及び③において、厚生年金保険の被保険者であったとする主張は不自然である。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事実は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立人は、申立期間③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月 1 日から 45 年 12 月 1 日まで
② 昭和 54 年 4 月 1 日から 62 年 7 月 20 日まで
③ 昭和 45 年 12 月 1 日から 54 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 38 年 4 月 1 日から 62 年 7 月 20 日まで、A社に継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録は 45 年 12 月 1 日から 54 年 4 月 1 日までの期間しか記録されていないので、申立期間①及び②について、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

また、申立期間③について、実際に支給されていた給与額に比べ、標準報酬月額が低く記録されている。昭和 45 年 12 月 1 日から 48 年 10 月 1 日までの標準報酬月額は 15 万円、同年 10 月 1 日から 54 年 4 月 1 日までの標準報酬月額は 25 万円であったので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 事業所記号番号払出簿によると、申立事業所は、昭和 45 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となったことが確認できることから、申立期間①において申立人は被保険者となることができない上、申立人の夫は、「妻の厚生年金保険被保険者証（＊）の資格取得日は、昭和 45 年 12 月 1 日と記載されている。」としており、当該取得日は、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の取得日と一致しており、申立人は、同日に申立事業所で被保険者資格を取得していることから、申立期間①において、申立人は厚生年金保険の被保険者ではなかったことが確認できる。

また、申立事業所の元事業主（申立人の兄）は、「申立人は、申立期間①

に勤務していた。しかし、申立事業所に係る書類は無いが、当該事業所が社会保険の適用事業所となる前の申立人の勤務期間(申立期間①)については、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」と供述している。

さらに、申立人の夫が勤務していた事業所における夫の健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、申立期間①当時、申立人は、夫の健康保険の被扶養者として認定されており、当該原票の「扶養終了年月日」欄には、「(健康保険記号)(健康保険番号)45.12.1」と記載されていることから、申立人は、昭和45年12月1日に申立事業所で社会保険に加入したことにより、申立人の夫の健康保険の被扶養者でなくなったことが確認できる。

2 申立期間②について、申立人は申立事業所に継続して勤務していたとして、元事業主は、「申立人は、申立期間②において、継続して勤務していた。」としているが、申立期間②において申立事業所に勤務していた同僚11人に照会したところ、回答があった7人のうち1人は、「申立事業所が昭和54年4月に移転してから申立人の姿を見なくなった。」としている上、申立人に係る雇用保険の記録は、昭和46年6月1日に資格取得し、54年3月31日に離職している記録となっており、申立期間②において、申立人は雇用保険に加入していないことが確認できる。

また、申立人の夫が申立期間②において勤務していた4事業所における夫の被保険者原票を見ると、申立人は、昭和54年4月1日から56年5月21日までの期間、同年6月27日から58年5月21日までの期間、同年6月4日から59年6月1日までの期間及び同年6月1日から同年12月21日までの期間において、夫の健康保険の被扶養者として認定されていることが確認でき、申立人の申立事業所に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日(昭和54年4月1日)が、申立人の夫の健康保険の被扶養開始日となっていることから、申立人は、54年4月1日付けで申立事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことを認識していたものと考えられる。

さらに、元事業主は、「申立期間②について、申立人の申立てどおりの届出及び保険料控除を行ったかは不明である。」と供述しており、申立事業所は破産により貸金台帳等が残っておらず、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

加えて、申立事業所における申立人の被保険者原票を見ると、資格取得日及び資格喪失日は、オンライン記録と一致している上、申立期間②において、申立人の名前は無く、整理番号に欠番は無い。

その上、申立期間②のうち、昭和61年1月から62年7月までの期間において、申立人は、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

3 申立期間③について、元事業主は、「申立てどおりの届出及び保険料控除を行ったか不明だが、申立人の給与額は取締役の給与額を超えることはなかった。」としている上、申立人の夫も、「申立人の給与額は、申立人の父親及びその兄より少なかった。」と供述しているところ、申立人が主張する昭和45年12月から51年9月までの期間の標準報酬月額は、申立人の父親（代表取締役）及びその兄（取締役）の標準報酬月額を上回っており、申立てどおりの給与が支給されていたとは考え難い。

また、元事業主は、申立人の給与額と同額あるいは高かった者として3人の同僚の名前を挙げており、当該3人の同僚と申立人に係るオンライン記録を見ると、元事業主の供述どおり、標準報酬月額はおおよそ同額であることが確認できることから、オンライン記録における申立人の標準報酬月額に不自然さは見当たらない。

さらに、申立事業所における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の現金給付記録欄に記載されている出産手当金及び傷病手当金の支給金額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく支給金額と一致している。

このほか、申立期間③について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間③について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 1 月 11 日から同年 8 月 1 日まで

私は、給与の支給額は変えないという条件でA社（現在は、B社）からC社（現在は、D社）に異動したが、申立期間前の標準報酬月額は 32 万円であり、申立期間後の標準報酬月額は 34 万円であるにもかかわらず、申立期間の標準報酬月額が 19 万円になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立事業所に異動した後の申立期間における標準報酬月額（19 万円）が当時の給与支給額（約 30 万円）に比べて低いと申し立てている。

しかしながら、E会が提出した記録によれば、申立期間当時、申立人が加入していた厚生年金基金の申立期間に係る「標準給与額」は 19 万円と記録されているほか、申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票でも、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は 19 万円と記録されている上、これはオンライン記録と一致しており、同原票が遡って訂正された形跡も見当たらない。

また、申立人と同時期にA社から申立事業所に異動した同僚の標準報酬月額を見ると、申立期間に係る標準報酬月額は、申立人同様、その前後の期間の標準報酬月額より低額になっているほか、昭和 55 年 7 月 6 日に、A社から申立事業所に異動した同僚が所持している異動前後の給与明細書を見ると、異動前後の給与支給額はほぼ同額であるものの、標準報酬月額は 22 万円から 16 万円に下がっていることが確認できる。

さらに、申立事業所の担当者は、「当社の就業規則第 16 条により、営業職に外勤手当を支給することになっているが、異動後の営業研修は 6 か月間外勤手当を支給しないことになっていることから、申立人は異動時点では営業研修扱いとみなされ、7 か月間は外勤手当を除く報酬で標準報酬月額を届けたのでは

ないかと思われる。」と回答している。

このほか、申立事業所は、申立人の申立期間に係る標準報酬月額届出及び保険料納付の状況について、「文書保存年限を過ぎているために資料が残っていない。」と回答しており、申立期間に申立ての報酬額に見合う保険料が控除されていることが確認できる給与明細等の関連資料は無く、ほかに申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。